

令和7年度
堺市違法駐車等防止活動業務その2
仕 様 書

堺 市

令和7年度 堺市違法駐車等防止活動業務その2 仕様書

1 業務名称

堺市違法駐車等防止活動業務その2

2 実施目的

「堺市違法駐車等の防止に関する条例」第1条に基づく。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

4 履行場所

「堺市違法駐車等防止重点地域」に指定されている、国道310号、府道大阪和泉南線、府道堺大和高田線及び市道砂道翁橋線に囲まれた地域とする。(別紙-1参照)

5 実施日時

(1) 実施日

年間(4月1日から翌年3月31日)で、27日

各月の実施回数、各回の配置ポスト数は別紙-2のとおりとし、実施日については契約締結後、協議の上決定する。

(2) 実施時間

違法駐車等防止活動時間は次のとおりとする。

9時45分から12時

12時45分から15時30分

15時45分から18時15分まで

6 業務内容

本業務は、上記4及び5にもとづく履行場所・実施日時で、堺市違法駐車等防止指導員(以下「防止指導員」という)1名と、堺市違法駐車等防止活動員(以下「防止活動員」という)5名以下(日程により変動)により活動すること。

防止指導員及び防止活動員を配置する各ポイントの活動範囲は別紙1によるものとし、防止指導員又は防止活動員により各ポイント1名で活動範囲全体を巡回すること。

本業務は違法駐車等を防止する啓発活動であることを十分認識し、トラブルを起こさないように努め活動すること。なお、発生したトラブルの補償費用等は、発注者の責に帰すべき場合を除き、すべて受注者の負担とすること。

(1)違法駐車等の防止活動内容

ア 車両に運転者が乗車中の場合及び駐車しようとする運転者がいる場合

- ・この場所が違法駐車等防止重点地域であり、通行の妨げになっていることを告げ、周辺の駐車場案内チラシ(以下「チラシ」という。)と、車の移動を呼びかけるプラカード(以下「プラカード」という。)を相手に示し、車の移動を呼びかけること。
- ・状況に応じ、チラシ裏面の周辺駐車場の利用案内を示して車の移動を促すこと。
- ・相手の対応が緩慢な場合は、駐車車両を所轄警察署に通報すること。また通報を行った場合は、速やかに業務責任者に報告すること。

イ 巡回時に既に駐車車両があり、運転者が不在の場合

- ・車内に人がいないことを確認し、当該車両のワイパーに違法駐車等防止警告カード(以下「警告カード」という。)を挟み込むこと。
- ・運転者が車両に戻ってきた場合には当該場所が違法駐車等防止重点地域であり、通行の妨げになっていることを告げ、車両の移動を呼びかけること。

ウ 巡回活動範囲を一巡後もチラシをワイパーに挟み込んだ車両が駐車している場合

- ・警告カードに必要事項を書き込み、メモ部分を切り離した上で警告カードをワイパーに挟み込むこと。
- ・上記警告カードの処理終了後、駐車車両を所轄警察署に通報すること。また通報を行った場合は、速やかに業務責任者に報告すること。

エ 活動の記録

- ・防止指導員及び防止活動員は、配置ポイントの活動範囲全体を、当日の 10 時・13 時・15 時 17 時に、端から端までを一回移動する間に駐車している台数(以下「瞬間駐車台数」という)を記録すること。
- ・その日の活動中に使用したチラシ・警告カードの枚数、警察への通報回数を記録すること。

オ 地理教示

- ・巡回中、通行する方々から寄せられる公共施設等の所在地などの質問については、必要に応じ、言葉遣いにも十分配慮し対応すること。

カ 防止指導員等連絡会議

- ・年間 3 回、活動時間内に開催し、防止指導員及び防止活動員からの活動報告及び意見交換を行う。
- ・出席者は業務責任者、会議当日活動を行っている防止指導員・防止活動員、所轄警察署交通指導担当警察官及び発注者関係職員とする。なお、日程については 5 で決定した実施日の中から警察官、受注者及び発注者で協議の上決定する。

(2) 防止指導員の資格

防止指導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)による交通誘導警備 2 級または 1 級の検定合格証明書の交付を受けたものであること。

なお、上記防止指導員に係る証明書は、業務実施計画書にコピーを添付すること。

(3) 防止指導員及び防止活動員の服装

防止指導員及び防止活動員は、業務に従事するときには識別のため常に制服を着用すること。また、活動目的を明確にするため、発注者が貸与した「違法駐車追放！堺市」と書いたタスキを着用すること。

7 業務責任者の業務

(1) 業務責任者は、防止指導員及び防止活動員に対し本業務に伴うトラブル防止に努めさせること。また、トラブル発生時には責任を持って解決を図ること。

(2) 業務責任者は、下記の書類を作成し、発注者に提出すること。

ア 業務実施計画書及び防止指導員・防止活動員の名簿(契約締結後)

ただし、内容に変更があった場合はその都度提出すること。

イ 堺市違法駐車等防止活動報告書(毎月提出)

日報、今年度と前年度の数値を比較した駐車台数のポイント別集計・時間別集計。ただし、前年度の数値については契約締結後に発注者から提供する。

ウ 防止指導員等連絡会議の会議録作成(会議開催月のみ)

8 受注者において作成するもの

(1) 受注者は業務開始に当たり 6-(1)-アおよびイで指定したチラシ・警告カードを作成すること。チラシ・警告カードの意匠は契約締結後に発注者から提供する。

(2) 不足が生じた場合は受注者において追加作成すること。

(参考:過去の使用枚数)

令和 4 年度 チラシ 18 枚 警告カード 0 枚 / 令和 5 年度 チラシ 44 枚 警告カード 3 枚

(3) 6-(1)-アならびに 6-(3)に記載のプラカード・タスキについては契約締結後に発注者から 6 ポスト分を提供するが、棄損等した場合は受注者において作成すること。

(4) プラカード・タスキは契約終了後に発注者に返却すること。

9 施設の利用

業務に当たり、更衣休憩施設として発注者の施設(堺東駅前瓦町公園地下自転車等駐車場内)を利用する場合、常に整理整頓を行うとともに、業務履行以外の目的で当該施設を不適切に利用しないこと。

10 新型コロナウイルス感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症予防対策として、令和 5 年 3 月 1 日改定(一社)全国警備業協会策定の「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に則り活動すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

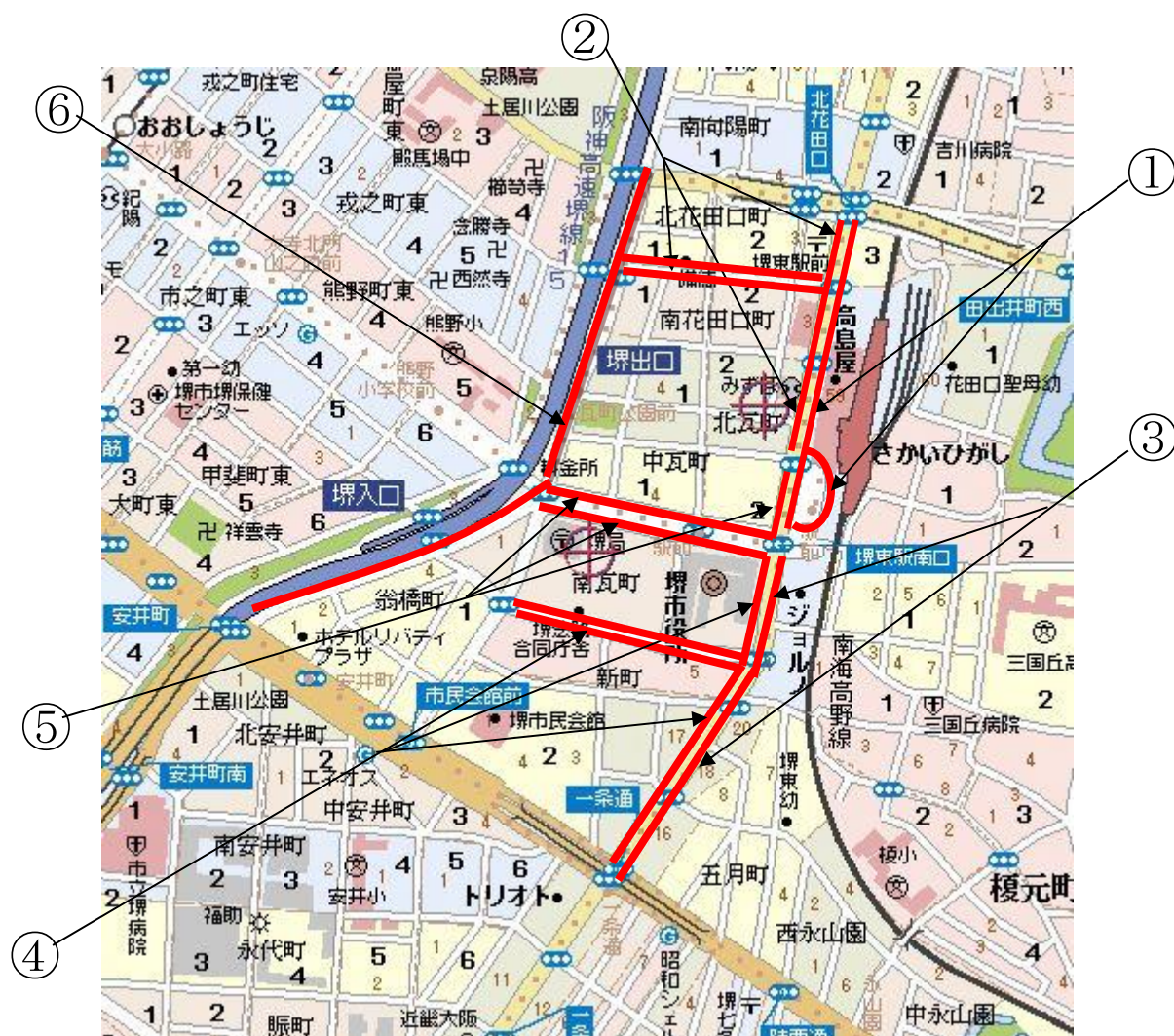
4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

別紙 1

位置図・活動配置ルート図

- ポイント① 府道大阪和泉泉南線（堺東駅南口交差点北東側）
 ポイント② 府道大阪和泉泉南線（堺東駅南口交差点北西 銀座商店街入口北西側）
 及び市道瓦町 11 号線
 ポイント③ 府道大阪和泉泉南線（堺東駅南口交差点南東側）
 ポイント④ 府道大阪和泉泉南線（堺東駅南口交差点南西側）
 及び市道瓦町 18 号線(市役所南側)
 ポイント⑤ 市道大小路線(大小路交差点より以東のシンボルロード)及び
 府道大阪和泉泉南線(銀座商店街入口より堺東駅南口交差点北西側まで)
 ポイント⑥ 市道砂道翁橋線(府道堺大和高田線との交差点から安井町交差点まで)



令和7年度 違法駐車等防止活動業務その2 活動回数等

○:防止指導員及び防止活動員配置ポイント

月	4月		5月		6月			7月			8月			9月		小計
回	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	14
③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	14
⑤	○		○		○			○			○			○		6
⑥	○		○		○			○			○			○		6
ポスト数 月計	10		10		14			14			12			10		70

月	10月		11月		12月		1月		2月		3月		小計	計
回	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目		
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	27
②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	26
③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	27
④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	26
⑤	○		○		○		○		○		○		6	12
⑥	○		○		○		○		○		○		6	12
ポスト数 月計	10		10		10		10		10		10		60	130

年間実施日数 27 日

年間配置総ポスト数 130 ポスト

ポイント別防止指導員及び防止活動員配置年間日数

防止指導員

ポイント① = 27 日

防止指導員は他ポイントに配置してもかまわないが、活動日には必ず1名配置すること。

防止活動員

= 103 日

ポイント② = 26 日

ポイント③ = 27 日

ポイント④ = 26 日

ポイント⑤ = 12 日

ポイント⑥ = 12 日